

茨城県農薬販売者届出要領

(趣旨)

第1条 この要領は、農薬取締法（昭和23年法律第82号）第17条の規定に基づく農薬の販売者（以下「販売者」という。）の届出の実施に必要な事項を定めるものとする。

(販売の届出)

第2条 販売者は、新規に農薬の販売を行う場合には販売を開始する日までに、その販売所ごとに、様式1により、当該販売所の所在地を管轄する農林事務所長（以下「所長」という。）に届け出るものとする。

2 所長は前項の届出を受理したときは、速やかに様式2の農薬販売登録証を作成し、届出者に交付するものとする。

(届出事項の変更)

第3条 販売者は、前条による届出を行った後に当該届出に記載している事項について変更があった場合は、当該変更事項のあったときから起算して2週間以内に、様式1により、前条と同様に所長に届け出るものとする。

2 所長は前項の届出を受理したときは、変更に係る新たな農薬販売登録証を作成し、届出者に交付するものとする。

3 販売者は、農薬販売届の変更を行った場合には、当該変更前の農薬販売登録証を所長に返還するものとする。

(農薬販売の廃止)

第4条 販売者は、農薬の販売を行わなくなった販売所が生じた場合は、第3条と同様に所長に届け出るものとする。

2 販売者は、農薬販売を廃止した場合には、農薬販売登録証を所長に返還するものとする。

(電子申請を利用した届出)

第5条 第2条、第3条、第4条による届出については、いばらき電子申請・届出サービスを利用して行うことができるものとする。

付 則

この要領は、平成17年7月15日から施行する。

平成18年7月25日改正。

平成21年4月 1日改正。

平成22年8月10日改正。

平成30年12月13日改正。

令和 3年 2月 9日改正。